

平成29年2月21日
新橋会議室5A会議室(5階)
午前10時から

薬事・食品衛生審議会
平成28年度第1回毒物劇物部会
議 事 次 第

1. 開 会

2. 審議事項

- 議題 1. 2-ターシャリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤の劇物の指定について
(資料 1)
- 議題 2. セレン化合物及びこれを含有する製剤のうち、亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤の毒物から劇物への指定、セレン化合物及びこれを含有する製剤のうち、容量1リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸0.000082%以下を含有する製剤の劇物からの除外について
(資料 2)
- 議題 3. 3-(6,6-ジメチルピシクロ[3.1.1]ヘプター2-エン-2-イル)-2,2-ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤の劇物からの除外について
(資料 3)
- 議題 4. トリス(ジペンチルジチオカルバマト- κ^2 S, S')アンチモン5%以下を含有する製剤の劇物からの除外について
(資料 4)
- 議題 5. 無水マレイン酸1.2%以下を含有する製剤の劇物からの除外について
(資料 5)
- 議題 6. 3-メチル-5-フェニルペンター2-エンニトリル及びこれを含有する製剤の劇物からの除外について
(資料 6)
- 議題 7. 硫化亜鉛(II)を焼結した物質の劇物からの除外について
(資料 7)
- 議題 8. 毒物劇物の判定基準の改定について(案)
(資料 8)

3. その他

4. 閉 会

(追加資料)

当日配付資料 1:

薬事分科会規程(平成29年1月25日施行)

当日配付資料 2:

薬事分科会における確認事項(平成28年6月24日一部改正)

当日配付資料 3:

平成29年度以降の毒物及び劇物指定のためのGHS分類で健康に対する有害性が区分1～3及び危険物輸送に関する国連勧告で毒物又は腐食性物質である物質

(参考資料)

毒物劇物の判定基準